

第2回嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会

○開催日時：平成29年11月25日（土）
13時00分～ 16時00分

○開催会場：瀬戸内事務所大会議室（2階）

【会 次 第】

1 開 会

2 報 告

1) 第1回委員会で各委員の方々から出された質疑について

2) 提出された意見書について

3 協 議

4 閉 会

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 嘉徳海岸における侵食対策事業（以下「事業」という。）の事業計画に資することを目的として、動植物や海岸工学に精通する専門家及び地元関係者等から構成される嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業の計画及び立案
- (2) 立案された事業計画に伴う海岸地形及び天然記念物等の生物への影響予測及び評価
- (3) その他事業全般にわたること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選出し、検討会を統括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を行う。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会が終了するまでの期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 事務局は、鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所建設課に置く。

- 2 事務局の事務については、一般財団法人鹿児島県環境技術協会も行えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に当たって必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会 委員名簿

役 名	氏 名	分 野	職 名
委員長	服部 正策	実験動物学, 医動物学	東京大学医科学研究所特任研究員
委 員	鈴木 廣志	海洋生物学, 海洋生態学 生物地理学	鹿児島大学農水産獸医学域 水産学系教授
"	西 隆一郎	海洋工学, 沿岸環境学 水産海洋学	鹿児島大学農水産獸医学域 水産学系教授
"	常田 守		奄美自然環境研究会会长
"	徳田 博也		嘉徳地区嘱託員
"	高田 信幸		瀬戸内町教育委員会社会教育課長
"	上原 康志		瀬戸内町建設課長